

**財団法人 神奈川県動物愛護協会**

**寄附行為**

2000年(平成12年)4月1日改正

# 財団法人 神奈川県動物愛護協会 寄附行為

## 第 1 章 総 則

第 1 条 この財団法人は、神奈川県動物愛護協会（略称 K.S.P.C.A）という。

第 2 条 この会は、事務所を横浜市港北区篠原台町 6 番 4 1 号に置く。

## 第 2 章 目的及び事業

第 3 条 この会は、動物を愛する趣旨を広く社会一般に徹し、一切の動物の虐待を防止するのみならず、動物の飼育指導や傷病動物の適正な取扱いや知識を普及し、進んでその保護福祉を増進し、動物愛護精神を通じて人類愛を体得せしめ、生命尊重や友愛の情操の育成を行うとともに、動物より人に感染する疾病の防止並びに動物間で感染する疾病の防止に努め、公衆衛生の向上を図り、もって平和で健全な社会の発展に寄与することを目的とする。

第 4 条 この会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 動物愛護思想並びに動物の過剰繁殖の防止、人畜共通伝染病予防、福祉、治療、飼育及び保護に関する知識の普及徹底、幼児及び青少年に対する動物愛護精神を養成することにより、動物飼育者及びその他の動物関係者の動物愛護精神を涵養するとともに、公衆衛生に寄与すること。
- (2) 過剰繁殖防止の為の不妊去勢手術及び傷病動物治療、人畜共通伝染病予防、動物固有の伝染病予防治療普及のための病院及び保護収容施設を設立してこれを維持経営し、特別の事情のあるものに対して、無料で診療を行うこと。治療の見込みがなく過度の苦痛を伴う傷病動物に限り行う安楽死処置に関する事。保護収容施設において飼育者のない動物を保護管理し、終生適正飼養のできる飼育者に譲渡すること。
- (3) 動物の虐待を禁止するために随時必要と認められる措置を講ずること。
- (4) 動物愛護に関する講演会、座談会、講習会、展示会、研修、ボランティア育成、犬猫等の譲渡会、診療相談及び繁殖防止措置相談等を開催又は後援すること。
- (5) この会の目的を達成するため調査機関、参考図書室等を設置し書籍、機関紙、報告書等を発行すること。
- (6) この会の事業に関し内外の諸団体と連絡又は提携すること。

- (7) その他、この寄附行為及び別に定めるところにより、この会の目的達成上必要な措置を行なうこと。

### 第 3 章 資産及び会計

第5条 この会の資産は次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 賛助会員会費
- (6) その他の収入

第6条 資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2. 基本財産は次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の際基本財産として指定された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3. 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

第7条 基本財産はこれを処分し、又は担保に供してはならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会の議決を経、かつ、知事の承認を受けて、その一部を処分し、又は全部若しくは一部を担保に供することができる。

第8条 資産は会長が管理し、その方法は会長が理事会の議決を経て定める。

2. 基本財産のうち現金は郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

第9条 この会の経費は、運用財産をもって支弁する。

第10条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第11条 この会の事業計画及び収支予算は、毎事業年度ごとに、会長が作成し、その年度開始の日の15日前までに理事会の承認を経なければならない。

第12条 この会の事業報告及び収支決算は、毎事業年度ごとに会長が事業概要報

告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後1箇月以内に理事会の承認を得なければならない。

第13条 各年度において歳計に剰余があるときは、翌年度の歳入に編入しなければならない。但し理事会の議決により、剰余金の全部又は一部を基本財産に編入する場合においては、繰り越さないでこれを支出することが出来る。

第14条 この会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事の3分の2以上の同意を得なければならない。

#### 第 4 章 役員及び職員

第15条 この会に次の役員を置く。

会長	1人
副会長	2人
理事	(会長及び副会長を含む。) 8人以上13人以内
監事	2人

2. 会長及び副会長は、理事の互選により定める。
3. 理事及び監事は、評議員会において選任する。
4. 理事及び監事は、これを兼ねることができない。

第16条 会長は、この会を代表し、その業務を総括する。

2. 副会長は、会長を補佐しこの会の業務を掌理し、会長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
3. 理事は、理事会を構成し、この法人の業務の執行を決定する。
4. 監事は、民法第59条の職務を行う。

第17条 役員任期は2年とする。ただし補欠として選任された役員任期は前任者の残任期間とし、増員により選任された役員任期は現任者の残任期間とする。

2. 役員は再任されることができる。
3. 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会において、評議員の4分の3以上の同意により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

2. 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う評議員会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

第19条 この会の事務を処理するために、事務局を置く。

2. 事務局には、事務局長その他の職員2人以内を置く。
3. 事務局長その他の職員は、会長が任免する。

## 第 5 章 顧問及び相談役

第20条 この会に顧問及び相談役を置く。

2. 顧問及び相談役は、学識経験者等のうちから会長が委嘱する。
3. 前項に定めるもののほか、顧問及び相談役に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が定める。

## 第 6 章 賛助会員

第21条 この法人の目的に賛同し、特別の援助をする個人及び団体を賛助会員とすることができる。

2. 賛助会員に関し必要な事項は、会長が理事会の議決を経て定める。

## 第 7 章 理事会

第22条 理事会は、理事をもって構成する。

第23条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この法人の運営に関し、重要な事項を議決する。

第24条 理事会は、会長が必要と認めたとき、又は理事の4分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

第25条 理事会は、会長が招集する。

- 2.理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の15日前までに文書をもって通知しなければならない。

第26条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

第27条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

第28条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第29条 やむを得ない理由のため、理事会に出席することができない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席した理事とみなす。

第30条 会長は前5条の規定にかかわらず議決内容が軽易な事項又は急を要する事項については、書面表決の方法により全理事の賛否を求め、その過半数の同意をもって理事会の議決に代えることができる。

- 2.会長は、前項の表決を求めた場合には、次に開催される理事会においてその結果を報告しなければならない。

第31条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 出席した理事の氏名（書面表決者の場合にあつては、その旨を付記すること）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2.議事録には、議長のほか、出席した理事のうちからその理事会において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

## 第 8 章 評議員及び評議員会

第32条 この会に評議員を置く。

2. 評議員は、理事会において選任し、その数は6人以上12人以内とする。
3. 評議員は理事又は監事を兼ねることができない。
4. 第17条及び第18条の規定は、評議員の任期又は解任について準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と、第18条中「評議員会」とあるのは「理事会」と、「評議員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

第33条 評議員会は評議員をもって構成する。

2. 評議員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この法人の業務の執行に関する重要な事項につき会長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議することができる。

第34条 評議員会は、会長が必要と認めたとき、又は評議員の4分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

第35条 評議員会は、会長が招集する。

2. 評議員会を招集するには、評議員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並び日時及び場所を示して、開会の日の15日前までに文書をもって通知しなければならない。

第36条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員のうちから選任する。

第37条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開会することができない。

第38条 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第39条 やむを得ない理由のため、評議員会に出席することができない評議員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の評議員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席した評議員とみなす。

第40条 第31条の規定は、評議員会の議事録に準用する。この場合において、同条中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と、

「書面表決者」とあるのは「書面表決者及び表決委任者」と読み替えるものとする。

## 第 9 章 寄附行為の変更及び解散

第 4 1 条 この寄附行為は、理事会において理事の 3 分の 2 以上の同意を得、かつ、知事の認可を得なければ変更することができない。

第 4 2 条 この会は、民法第 6 8 条第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定によるほか、理事会において、理事の 3 分の 2 以上の同意を得、かつ、知事の承認があったときは解散する。

2. 解散のときに存する残余財産は、理事会の議決を経、かつ、知事の承認を得て、この会と類似の目的を持つ法人に寄附する。

## 第 1 0 章 雑則

第 4 3 条 この寄附行為の施行について必要な事項は、会長が理事会の議決を経て定める。